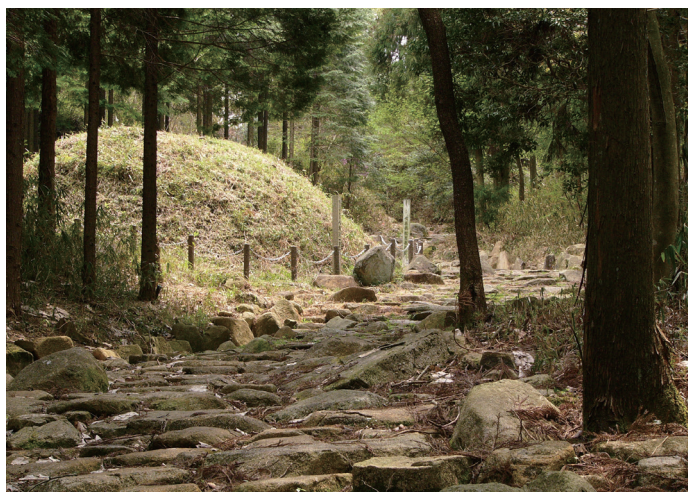


瑞浪市 中山道保存活用計画

—概要版—



令和4年（2022）3月

岐阜県瑞浪市

1. 保存活用計画策定の経緯・目的

瑞浪市内の中山道は、市北部の丘陵地帯（日吉町・大湫町・釜戸町）を東西に通過しており、大湫町には大湫宿（大久手宿）、日吉町には細久手宿が設置されました。明治時代以降、主要交通路が下街道（土岐川沿線・現在の国道19号ルート）に移ったことから、中山道は大きな改変が加えられることなく、道路や一里塚、石造物等が良好な状態で残されています。

今もなお往時の面影を残す中山道は、本市の重要な歴史・文化遺産であり、これらを適切に保存・活用するためには、その位置や範囲、価値等を十分に把握、理解して対応していくことが必要と考えられます。

そのため、中山道の具体的な保存・活用方針や目指すべき将来像を示し、併せて現状変更等の取り扱い基準を明確にすることで、中山道という貴重な文化財を次世代へ確実に継承していくことを目的として『瑞浪市 中山道保存活用計画』を策定します。

【概要版の主な内容】

- ・ 史跡の指定範囲（計画対象範囲）⇒ 3 ページ
- ・ 指定範囲（各地区）の概要 ⇒ 4 ページ
- ・ 現状変更等の取り扱い基準 ⇒ 6～8 ページ

2. 史跡指定等の経緯

（昭和 62 年度 長野県小県郡長和町の中山道の一部、同県木曽郡南木曽町の中山道の一部が国史跡に指定〔第 1 次指定〕）

（平成 3 年度 長野県小県郡長和町内の中山道の一部が国史跡に追加指定〔第 2 次指定〕）

平成 4 年度 瑞浪市が歴史の道「中山道」保存整備事業に着手

道路・一里塚の測量や整備、案内看板・標識の設置などを実施

平成 19 年度 瑞浪市の歴史の道「中山道」保存整備事業が完了

（平成 21 年度 岐阜県中津川市の中山道の一部が国史跡に追加指定〔第 3 次指定〕）

（平成 28 年度 岐阜県可児郡御嵩町の中山道の一部が国史跡に追加指定〔第 4 次指定〕）

令和元年度 瑞浪市の中山道の一部が国史跡に追加指定〔第 5 次指定〕

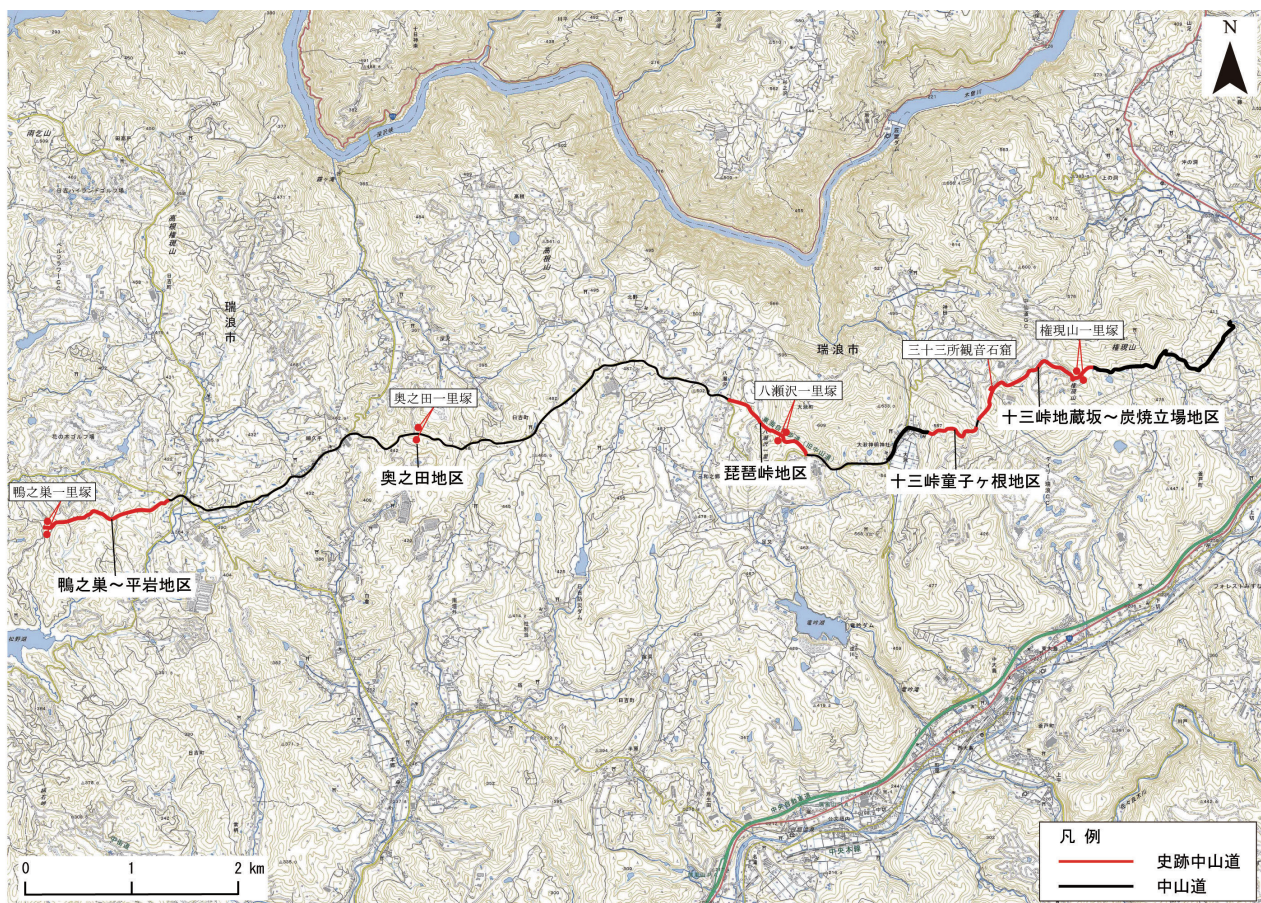
3. 史跡指定の概要

名 称	中山道
所 在 地	岐阜県瑞浪市日吉町・大湫町（日吉町 8 7 1 1 番 1 外 2 5 筆等）
面 積	3 9, 6 8 0. 8 1 m ² （瑞浪市分の面積）
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※指定基準は国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）の史跡の部の該当部分です。

※上記指定基準のうち、中山道は「交通・通信施設」に該当します。

※第 1 次～第 4 次指定については省略し、瑞浪市指定分のみ記載しました。



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を使用し、作成したものである。

図1 史跡指定範囲（計画対象範囲）

4. 史跡の本質的価値

①中山道は、歴史ある主要街道の一つである

中山道は、江戸時代の五街道のひとつであり、東海道等と並んで江戸と京都を結ぶ主要街道でした。人の往来だけではなく、多くの文物も交流していました。

また皇女和宮に代表されるように著名な人物の通行や、地域の人々が本史跡にどのように関わったのかを示す史料も多く残されています（歴史性に富んでいます）。

②大きな変化が加えられておらず、良好な状態をとどめている

本史跡は本市北部の山間地域を通行していることから、眺望に優れる場所が随所に認められます。また、アスファルト舗装がなされていない往時の地道や石畳が残されており、4対の一里塚等の遺構や多数の石造物等も良好な状態をとどめています。

江戸時代の絵図等と現況を比較しても、その保存状態の良さを確認することができます。

③地域の人たちによって、現在に至っても街道として機能し続けている

中山道は、江戸時代から地域の人たちにより維持・管理されてきました。近代以降は主として行政により管理されてきましたが、現在も地域の人たちが維持・管理に協力し、主要な生活道路のみならずウォーキング等にも活用されて多くの人々に親しまれています。

5. 指定範囲の概要

《鴨之巢～平岩地区》

西は可児郡御嵩町境から、東は県道 65 号合流箇所に至る延長約 1.2 km の地区で、西端部には鴨之巢^{こうのす}一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。東端部の急坂は秋葉坂^{あきばさか}と呼ばれ、付近には道中安全を祈願して整備された秋葉坂三尊石窟^{あきばさかさんぞんせつくつ}も所在しています。

《奥之田地区》

中山道沿いの尾根部に、奥之田一里塚（1 対）が良好な状態で残され、この一里塚が単独で指定されています。

《琵琶峠地区》

標高約 557 m の琵琶峠周辺の延長約 1 km の地区で、地区の両端とも県道 65 号との合流箇所となっており、西側約 300 m は未舗装、東側約 700 m の範囲には石畳が復元整備されています。

石畳に用いられた石材の一部には、現在でも矢穴痕を確認することができ、峠の頂上付近の西側には八瀬沢^{やせざわ}一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。

なお、琵琶峠は旧美濃国内中山道の最高所で、「木曾路名所図会」や「諸国巡覧 懷宝道中図鑑」などの道中図（ガイドブック）にも描かれた名勝地でもあります。

《十三峠童子ヶ根地区》

大湫宿から大井宿（恵那市）に至るまでの区間は、起伏が激しいことから十三峠と呼ばれました。

当地区は十三峠の西端部にあたり、西は宗昌寺北側に位置する寺坂付近から、東は市道大湫・神田線に至るまでの延長約 0.5 km の地区です。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

西は市道大湫・神田線との交差箇所から、東は釜戸町に至るまでの延長約 1.5 km の地区です。西部には阿波屋^{あわや}の茶屋跡や三十三所^{さんじゅうさんしよかんのんせつくつ}観音石窟が残されています。

また東部には旅人に親しまれた湧水地（巡礼水）が残り、釜戸町との境付近には権現山一里塚（1 対）が良好な状態で残されています。

《史跡指定範囲外》

上記の史跡指定範囲外においても、市内の中山道周辺には石造物や立場（休憩所）跡などが残されています。

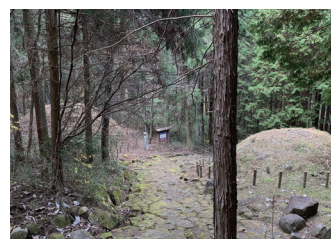
特に釜戸町内には往時を偲ばせる景観などが残されている地区があることから、今後これらの追加指定を検討していきます。



中山道（鴨之巢～平岩地区）



奥之田一里塚（北側）



中山道の石畳（琵琶峠地区）



中山道（十三峠童子ヶ根地区）



三十三所観音石窟

6. 保存活用計画の概要

【史跡中山道が目指す姿】

瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」

【基本方針】

(1) 調査・研究

適切な保存活用や整備を図るため、中山道にかかわる諸資料の調査・研究を継続します（追加指定の基礎資料となることも見込まれるため、未指定区域についても調査・研究の対象とします）。

- ・ 石畳や茶屋跡等の発掘調査
- ・ 古文書や絵画資料の調査 等



資料調査（イメージ）

(2) 保存

史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

- ・ 草刈りや清掃等の継続
- ・ 洗掘された遺構（地道）等の修繕 等



草刈り（イメージ）
大湫公民館提供

(3) 活用

史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

- ・ 学校団体等との連携
- ・ イベントの継続開催および開催方法の検討
- ・ ボランティア団体の後継者育成や受付方法の円滑化 等



ボランティア解説（イメージ）

(4) 整備

来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。また、眺望や景観の保全、向上を図ります。

- ・ 案内看板の更新等計画の作成
- ・ 整備基本計画の策定 等



看板更新（イメージ）

(5) 運営体制

今後の保存・活用や整備事業を円滑かつ効果的に進めるために、市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体や有識者等との連携を図る運営体制を構築します。

- ・ 瑞浪市役所内での連携強化
- ・ 地域住民や関連団体等との連携強化 等

7. 現状変更等の取り扱い基準

史跡指定範囲内では、原則として現状変更等（現状の物理的変更を伴う一切の行為または史跡保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為）が認められません。

ただし、一定の基準を満たした場合に限り、現状変更等が許可される場合もありますので、以下にその基準を示します。

■現状変更等の許可が不要な場合

種別等	行為の内容	備 考
史跡のき損、衰亡時の現状復旧	一里塚が崩落・流失した場合に、元の形状に復旧する行為等	指定当時の原状に復する場合
史跡のき損、衰亡時の拡大防止	街道のわだち等に、その拡大防止のため応急的に碎石等を充填する行為 法面等の崩落、もしくはその恐れがある場合に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等	遺構の掘削を伴わない場合のみ
史跡のき損等部分の復旧が不可能な場合の当該部分の除去	史跡の復旧が困難な規模の崩落等が生じた場合に、その土砂等を除去する行為等	
非常災害のために必要な応急措置を取る場合	地震等の災害時の際の工作物等の被害箇所の応急措置、立入禁止柵や土留め杭等の設置、テントやプレハブ等仮設物の設置等	
保存に影響を及ぼす行為における影響の軽微である場合	重機や大型車両の通行であっても、低速で振動等を抑えて通行する場合等 野生動物の疫病発生等により、その拡大防止を図るための薬剤散布等	
現状変更等に該当しない行為	清掃、イベント看板等の簡易な仮設物の設置・掲示、車での地道走行等	仮設物の設置は掘削を伴わないものに限る
	街道に土砂が流れ込んだ場合に、その土砂を撤去する場合等	遺構の掘削を伴わない場合のみ
	除草、剪定、枯木の伐採、倒木の除去、病害虫薬剤の散布等	
	掘削や色調変更を伴わない修繕、防腐剤の塗布、境界杭の取替え等	

■現状変更等が認められる行為（文化庁の許可が必要な場合）

【現状変更等を計画する場合は、事前に（計画策定の段階）で瑞浪市教育委員会と協議してください。】

種別等	現状変更の基準	備 考
街道・石畳 一里塚 石造物等 茶屋跡等	・調査研究に伴う行為は許可する 例：発掘調査・測量（杭の設置）等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置 等（※１）	街道のアスファルト舗装は、 ・琵琶峠地区では原則として許可しない。 ・その他の地区では保存活用に資する場合のみ許可する。

（※１）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

種別等	現状変更の基準	備 考
石造物等	・調査研究に伴う行為は許可する 例：石材調査 等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：破損部の修復、転倒防止対策 等	

種別等	現状変更の基準	備 考
指定標柱等 石碑等 解説サイン等 ベンチ等 立入防止柵等 車止め等	・保存活用上必要な行為は許可する 例：新設・更新・撤去 等	新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する 新設は原則として許可しない 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する 新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する

種別等	現状変更の基準	備考
注意サイン等 電柱・水道管等 工作物等	公益上必要な行為は許可する（※２） 例：更新・撤去 等 原則として撤去のみ許可する（※４）	公益上必要な場合を除き、新設は原則として許可しない（※３） 新設は許可しない

（※２）水道施設の破損により緊急かつ応急的な修繕を行う場合は現状変更の許可を要しないが、掘削は原則として過去の掘削範囲に留めることとする。また、重機が街道を通行する場合は土のう等で養生することが望ましい。

（※３）害獣等への注意喚起等、来訪者の安全確保等に資する行為は許可する。

（※４）公益上の必要性が認められない工作物は撤去の場合のみ許可する（更新は許可しない）が、防球ネットの更新等、来訪者の安全確保等に資する行為で、かつ指針に沿う場合は許可する。

■現状変更等が認められる行為（瑞浪市教育委員会の許可が必要な場合）

【文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、瑞浪市教育委員会に許可等権限が委譲されている行為。】

【法律や政令の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応します。】

規定	行 為	要 件
イ	小規模建築物の新築、増築、改築	・ 階数が2以下、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のもの ・ 2年以内の期間を限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築（用途地域内）	
ハ	工作物の設置、改修	・ 改修については、設置の日から50年を経過していないものに限る
	道路の補修、修繕	・ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る
ニ	管理に必要な施設の設置、改修	・ 法第115条第1項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設
ホ	電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	建築物等の除却	・ 建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る
ト	木竹の伐採	
チ	史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	

※「ロ」については、本史跡内は用途地域に指定されていないため適用ありません

※「ホ」の設置については、地下の遺構に影響を与えない行為が要件

※「ホ」の改修については、掘削の際、設置の際に掘削した範囲を超えない行為が要件

※「ト」については、伐根を伴わない行為が要件

（註1）ここには文化財保護法に関連する事項のみを記載しています。現状変更等に際しては、その他の法律・条例による規制等の有無についても遺漏なく確認してください。

（註2）国（文化庁）の許可が必要な現状変更等については、申請から許可までに1～2か月程度を要しますので、期間に余裕をもって協議・申請等を行ってください。

（註3）国（文化庁）の許可が必要な現状変更等でも、協議・申請の窓口は瑞浪市教育委員会スポーツ文化課です。

【問合せ先】

瑞浪市教育委員会スポーツ文化課（瑞浪市化石博物館 内）文化振興係

〒509-6132 岐阜県瑞浪市明世町山野内1-47

TEL 0572-68-7710 FAX 0572-66-1122

e-mail: sportsbunka@city.mizunami.lg.jp